

(平成25年12月7日 地元説明会資料)

一級河川鴨川およびその周辺における木材チップの原状回復計画について

一級河川鴨川の河川敷およびその周辺に放置された木材チップについては、本事案に関わる者が撤去を行う意向を示したことから、これまで折衝を続けてきたところですが、このたび、この者の関係する企業から原状回復計画書が提出されました。

滋賀県としては、この原状回復計画に基づき、この企業により原状回復させることとしました。

1. 木材チップ放置の概要

- (1) 場所：高島市安曇川町 一級河川鴨川河口付近の左岸管理用通路およびその隣接の私有地
- (2) 内容：①河川管理用通路および私有地上に敷設された木材チップ（量＝約 310m³、幅＝2.8～4.9 m、長さ＝573m、高さ＝5～27cm）
②河川敷および私有地に放置された木材チップ入りの大型土のう袋 77 袋（量＝約 77m³）

2. 原状回復計画の概要等

(1) 原状回復の内容

一級河川鴨川河口付近の左岸管理用通路およびその隣接の私有地に敷設および放置されている木材チップを回収・撤去し、廃棄物として適法に処理する。

(2) 計画期間

平成25年12月第2週から平成26年1月31日(予定)

3. 現場の管理等

(1) 県による現場の見張り

作業中は、県職員2名が現場に常駐し、作業状況の確認を行うこととします。

(2) 現場の管理

作業現場は原則として立ち入り禁止としますので、住民の皆様および報道関係者の皆様のご協力をお願いします。

(3) 現場の公開

作業現場は、別途日程を設定して住民の皆様および報道関係者の皆様に公開します。なお、日程につきましては、工事業者と調整の上、改めてお知らせします。

一級河川鴨川およびその周辺における木材チップの原状回復計画について

1. 計画概要

(1) 計画の実行者

原状回復の申し出のあった本事案に関わる者が関係する企業

(2) 作業現場

高島市安曇川町の一級河川鴨川河口付近の左岸管理用通路およびその隣接の民有地

(3) 原状回復の内容

①一級河川鴨川河口付近の左岸管理用通路およびその隣接の民有地に敷設および放置されている木材チップを回収・撤去し、廃棄物として適法に処理する。

②撤去の跡を整地して管理用通路等の原状を回復する。

(4) 計画期間

平成 25 年 12 月第 2 週から平成 26 年 1 月 31 日(予定)

2. 撤去対象物

(1) 木材チップ(敷設されたもの)

(2) 木材チップ(土のうに入っているもの)

(3) その他周辺の付属品 (ブルーシート、小型土のう及び大型土のう等)

3. 原状回復方法(工程表は別添のとおり)

(1) 敷設された木材チップを大型土のう袋に梱包するとともに、土のうに入っている木材チップを大型土のう袋に詰め替える。

(2) (1)の大型土のうの内容物を産業廃棄物として、廃棄物処理法に基づき、現場から県外に撤去し、処理を行う。

(3) その他周辺の付属品を現場から県外に撤去する。

(4) 撤去作業終了後は、滋賀県による放射能濃度の検査確認を受けた上で、滋賀県が了承した良質土により整地する。

4. その他の事項

(1) 作業現場において、滋賀県から指示があった場合は、その指示に従う。

(2) 撤去中の諸具合によって、原状回復計画を変更することがある。

(3) 原状回復後についても、放射性物質により汚染された土砂等が発見された場合は、計画の実行者において、責任を持って撤去等の対応を行う。

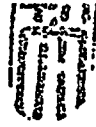
原状回復工程表

滋賀県

	12月				年末年始 (12/28 - 1/5)	1月				備考
	1週目	2週目	3週目	4週目		1週目	2週目	3週目	4週目	
①木材チップの 大型土のう袋への梱包		●————●				●————●				
②上記①の現場からの搬出			●————●			●————●				
③その他周辺付属物の撤去							●————●			
④良質土による整地、 完了確認等							●————●			

※1 撤去中の諸具合によって、原状回復計画が変更となることがあります。

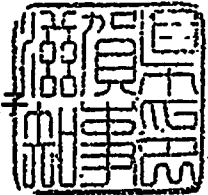
※2 着手日はおってお知らせします。



滋 循 第 1 4 8 2 号
滋 河 港 第 6 2 2 号
平成 25 年 (2013 年) 11 月 25 日

高島市長 福 井 正 明 様

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子



一級河川鴨川における放射能汚染された木材チップの早期撤去について (回答)

本件につきましては、地元高島市をはじめとして市民の皆さんには大変ご心配をお掛けしており、時間が経過する中で、地元の皆さんの思いに応えられていないことを大変申し訳なく思っております。

また、本件に関する公文書の公開請求に対して、期限内に行うべき公開決定等の通知が遅れるという事態となったことについて、改めて深くお詫び申し上げます。

皆さんの不安や懸念については、私も全く同じ思いで、日夜早期解決に向けて取り組んでいるところです。

県では、事案の発生以来、行為に関わった関係者に対して速やかな撤去を求めるとともに、事実確認を進めてまいりました。

併せて、環境省の助言も得て廃棄物の受け入れ施設の調査・確認を行うとともに、県自らによる撤去も含め、早期撤去に向けた方策を検討してきたところです。

そうした中で、関係者が撤去を行う意向を示したことから、撤去の実効性の確保に向けた折衝を重ねるとともに、年内に廃棄物として適正に撤去するよう強く求めているところです。今後は、早急に撤去に向けた計画がお示しできるよう折衝を進め、一刻も早く地域の皆さんの不安の払拭につながるよう最善を尽くしてまいります。

なお、今回の事案に関連して、京都市のNPO法人が本件木材チップの放射能濃度の検査を行い、県の検査結果より高い値を示したとの報道がなされておりますが、県の検査結果は、「置かれている状態において調査する」という環境省の示すガイドラインに基づき適切に検査したものであって、現場に置かれている木材チップの環境への影響を測る方法として妥当なものと考えております。また、このことについては、改めて環境省に確認したところです。

ただ、こうした報道が行われたことに伴う地域住民の皆さんの不安にお応えするため、去る11月22日に、念のため、再度の検体採取を行ったところであり、結果については判明次第お知らせさせていただきます。

今後とも貴市とは情報を共有し、しっかりと意見交換を行ってまいりますので、早期撤去に向けご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

部局名	琵琶湖環境部
所属名・ 担当名	循環社会推進課 廃棄物監視取締対策室
担当者名	谷口、川部
内線	3475
電話	077-528-3475
E-mail	df00@pref.shiga.lg.jp

一級河川鴨川の河川敷およびその周辺に無断放置された
木材チップの放射能濃度の検査結果について

鴨川の河川敷およびその周辺に放置された木材チップに係る放射能濃度の検査については、9月6日に試料を採取し、その検査結果を9月17日に公表しているところですが、一部新聞記事においてNPOによる測定結果がこれを大幅に上回る結果であったことが報道されました。

地元住民の方々をはじめ県民の皆さんに不安が広がらないよう、県において再検査を実施したところ、その結果は下記のとおりでしたので、お知らせします。

なお、試料採取にあたっては、地元区長、高島市職員等の立会の下で行い、含水率や測定機器、手法等の検査方法については、環境省の確認を得ています。

また、上記新聞報道において、紹介されていた、国立環境研究所主任研究員に含水率等について見解を確認したところ、その概要は別紙2のとおりでした。

記

1. 試料採取方法

(1) 採取日:平成25年11月22日(金)

(2) 採取場所:高島市安曇川町下小川地先

一級河川鴨川の河口付近の左岸河川敷および隣接の民有地

(3) 試料:木材チップ

① 河川管理用通路等に敷設されたものから5検体

② 河川敷等に放置された大型土のう袋77袋の中から4検体

2. 検査機関と検査方法

(1) 検査機関:滋賀県衛生科学センター

(2) 検査方法:ゲルマニウム半導体検出器による核種分析法

3. 採取試料の検査結果

① 敷設された木材チップについては、1キログラムあたり180~2,600ベクレルの放射性セシウムを検出した。

② 土のう袋に入った木材チップについては、1キログラムあたり2,700~3,900ベクレルの放射性セシウムを検出した。

詳細は、別紙1のとおり。

4. 参考

環境省が作成した「事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン」第1部「汚染状況調査方法ガイドライン」によると、放射性物質による汚染状況調査は「廃棄物が排出される形態において調査を実施する」とされています。

<別紙1> 採取試料の検査結果

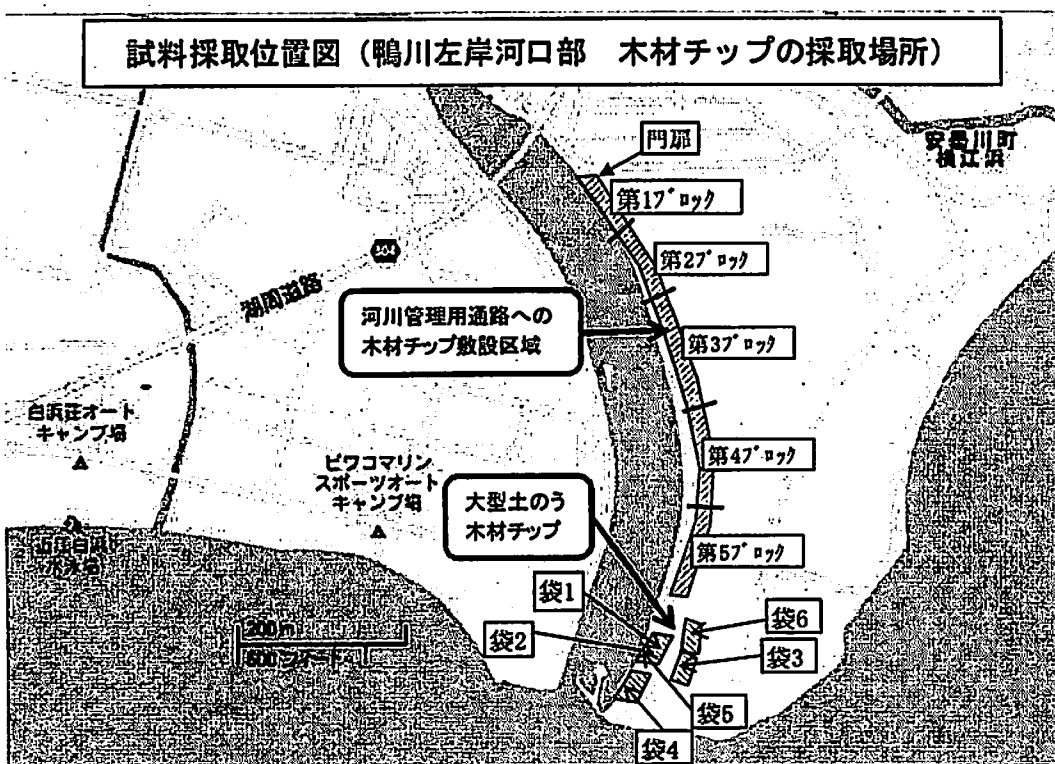
試料：平成25年11月22日採取した木材チップ

検 体		セシウム134	セシウム137	合 計	含水率
第17°ロック	敷設されたチップ、黒色	499Bq/kg	1159Bq/kg	1,600Bq/kg	70%
第37°ロック	〃	780	1,860	2,600	66
第57°ロック	〃	701	1,700	2,400	62
第27°ロック	敷設されたチップ、白色	51	129	180	60
第47°ロック	〃	60	134	190	72
袋3	土のう袋内のチップ	1,120	2,810	3,900	66
袋4	〃	811	1,940	2,800	63
袋5	〃	1,030	2,410	3,400	76
袋6	〃	755	1,910	2,700	75

注) 黒色のチップは樹皮が多く含まれるものと思われる。

(参考) 平成25年9月6日採取した木材チップ

検 体		セシウム134	セシウム137	合 計	含水率
第17°ロック	敷設されたチップ、黒色	659Bq/kg	1,509Bq/kg	2,200Bq/kg	60%
第37°ロック	〃	857	1,820	2,700	70
第57°ロック	〃	716	1,710	2,400	60
第27°ロック	敷設されたチップ、白色	54	126	180	70
第47°ロック	〃	87	179	270	70
袋1	土のう袋内のチップ	959	2,090	3,000	60
袋2	〃	919	2,020	2,900	60



<別紙2>

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

平成 25 年 11 月 20 日毎日新聞夕刊に掲載された記事に関して、(独)国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター山本貴士主任研究員に照会しましたところ、その回答概要は以下のとおりでした。

1. 当該記事に係る取材への回答内容

11 月 12 日昼頃、国立環境研究所において毎日新聞記者より電話取材を受けました。取材意図は、滋賀県の調査において、木材チップを乾燥させずに放射性セシウムの測定を行うことの是非でした。私は、放射性セシウムの測定方法として、環境省の廃棄物関係ガイドライン（以下、ガイドライン）と国立環境研究所他で取りまとめた廃棄物等の放射能調査・測定法暫定マニュアル（以下、マニュアル）があり、固体試料の測定においてはいずれも乾燥しないで測定するものであり、滋賀県の測定方法はガイドラインやマニュアルに則ったものである、と回答しました。試料の採取時期や採取方法についても訊ねられました。採取方法は妥当であるが、大量の降雨の後に試料採取を行うのはたとえ希釈の効果を意図したものでなくても誤解を招く事もあるからいかがか、と回答しました。

その後、記者は滋賀県調査での測定値や含水率について説明されました。その中で「含水率 70%をどう考えるか」との質問がありました。廃棄物である下水汚泥等の含水率が 80%であることから、これとの比較により「含水率 70%は非常に高い」旨の発言を致しました。

2. 当該記事に対する見解

今回の記事中の「含水率 70%は試料の取り方としてはあり得ない」との私の発言ですが、試料の含水率と試料の採取方法は全く別の話です。試料の採取方法については、上記の通り「ガイドラインやマニュアルに則った方法であり妥当」と取材時に回答しております。

ガイドラインやマニュアルの中には、試料の含水率についての規定はなく、測定は乾燥せずにありのままの状態で行うことになっています。また、取材後に木材の含水率について調べた結果、木材の含水率 70%は一般的に取り得る値であり、特に高すぎる値でないと理解しましたので、含水率にかかるコメントは差し控えるべきであったと考えています。

一級河川鴨川の河川敷およびその周辺における木材チップの
原状回復計画に関する地元説明会概要

日 時：平成 25 年 12 月 7 日（土） 16：00 ～ 17：40

場 所：高島市安曇川町 世代交流センター

出席者：地元住民等：約 40 名

高島市：福井市長、清水市議会議員

県：知事、琵琶湖環境部長、中村技監、循環社会推進課長、廃棄物監視取締対策
室長、高島環境事務所長

土木交通部長、次長、河川・港湾室長、高島土木事務所長 ほか

質疑概要

凡例：○住民のみなさんの発言 ◆県の発言

○年内の全量撤去は物理的に無理と判ったが、1月末までの工程に基づいてしっかりと全
量撤去をお願いする。

○作業中の飛散防止が一番問題であるが、どのような対策を取るのか。

○県が最後まできちっと見届けることが我々の一番の願い。

◆職員が常駐して、しっかりと見ていきたいと考えている。現場での養生等は業者に対し
て徹底させるように打ち合わせしながら取り組んでいきたい。

◆1月末までに撤去できるよう最大限努力させていただく。

○汚染チップの完全撤去にあたって、県は周辺部に対する汚染は無いと認識しているのか。
川の対岸や、周辺の笹、竹は全く汚染されていないという認識なのか。

◆9月17日の資料のとおり、汚染されていない。一部チップがはみ出ているところにつ
いては、もう一度きちっと測りたい。

◆放置されたチップからは、セシウム134が検出されており原発由来である。これをど
けた後に、濃度検査を地元の方にも一緒に確認していただいて、その後に埋戻しをした
い。

◆鍵の管理について土木交通部として至らなかったこと、情報開示の手続が大変遅れてし
まったことについて、改めてお詫び申し上げる。

◆河川法については、責任者を断定できるところまで至っていない。そうした中、今回、
撤去の申出があったということであり、まずは原状を回復することを優先させていただ
くものである。

- 24時間体制でやるくらいの意気込みでやってもよいのではないか。なぜできないのか。
- 24時間作業せよという意見があったが、飛散のおそれもあり深夜にきちんとした確認ができないではないか。

□高島市長：市としてはとにかく12月中に撤去していただきたいと要請し、県は当事者ときりぎりの調整をいただいた。議会の全員協議会に諮り、一定評価はするが許容範囲であるとのことを全員に了解いただいた。ここは県の取り組みを見守らせていただきたい。

○県の説明を、我々は受け入れる。無理なことを言って、せつかくここまで話がまとまったのが、駄目になるのは地元として一番困る。

○排出先がちゃんと管理されているのか。適正管理されないと、排出先の住民がここで受けた苦しみをまた伴うことになる。最後までしっかり見ることを約束してほしい。

◆施設については許可施設であるが、しっかりと確認する。

◆受け入れ先にも廃棄物処理法に則って適正に、影響の無いように処理をしていただくということを確認させてもらっている。

資料提供
(県政・高島同時)

提供年月日:平成25年(2013年)12月13日

部局名	琵琶湖環境部	土木交通部
所属名・ 担当名	循環社会推進課 廃棄物監視取 締対策室	流域政策局 河川・港湾室 河川行政チーム
担当者名	北村、住田	野崎、七里
内線	3475	4159
電話	077-528-3475	077-528-4156
E-mail	df00@pref.shiga.lg.jp	ha04@pref.shiga.lg.jp

一級河川鴨川およびその周辺における木材チップ等に関する
河川管理用通路等の復旧計画の実行について

一級河川鴨川およびその周辺における木材チップ等に関する河川管理用通路等の復旧について、下記の通り12月14日から現場作業が始まりますのでお知らせします。

復旧計画が円滑に進むよう、皆様のご協力をお願いいたします。

記

1. 復旧作業について

- (1) 場 所: 高島市安曇川町 一級河川鴨川河口付近の左岸管理用通路およびその周辺
- (2) 着手日: 平成25年12月14日(土) 当日は準備作業から始まります。
- (3) 作業期間: 平成25年12月14日から平成26年1月31日(予定)
- (4) 作業時間: 月曜日から土曜日までの午前8時から午後5時まで(予定)

2. 計画の実行者について

12月5日の報道発表資料の別紙では、計画の実行者を「原状回復の申し出のあった本事案に関わる者が関係する企業」としていましたが、当該企業とは別である第三者の企業が実行することになりました。

3. その他

着手日当日は閉庁日に当たるため、当日の報道関係のお問い合わせは、携帯電話(090-5667-2205 北村)へお願いします。